

角田市の介護保険料について

(令和3年度から令和5年度まで)

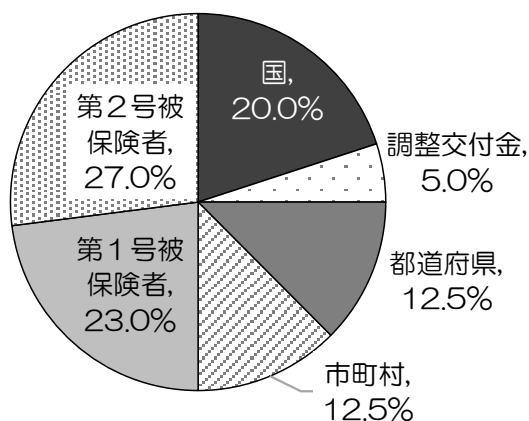
1 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の介護保険料は、令和3年度から令和5年度までの角田市の介護保険サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。

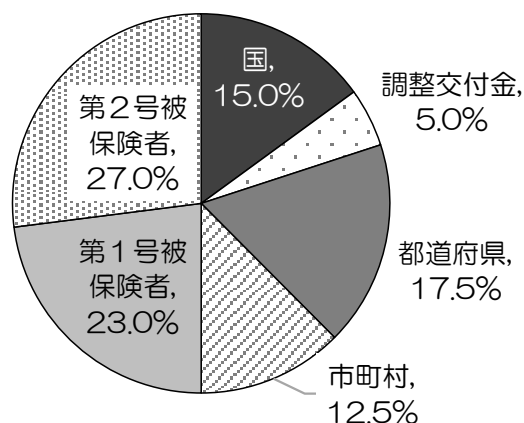
2 介護保険の財源

介護保険事業に係る費用は利用者負担（1割（一定以上の所得がある人は2割または3割））を除いた給付費の2分の1を公費で負担し、残りの半分は保険料が充てられます。また、保険料は第1号被保険者（65歳以上の方）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の平均的な一人あたりの保険料がほぼ同じ水準になるよう、それぞれの負担割合が定められています（下図参考）。すなわち、公費分を除く給付費（給付費総額の2分の1）を、第1号被保険者と第2号被保険者の総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

■ 居宅サービス負担割合 ■



■ 施設サービス負担割合 ■



3 第1号被保険者の介護保険料の基準月額算出方法

介護保険料は3年ごとに見直すこととされており、3年間の介護保険サービス総費用見込額に、国からの交付金による調整等を行い、介護保険料収納必要額を算出し、予定介護保険料収納率により第1号被保険者1人当たりの介護保険料基準額を求めます。

■介護保険事業を運営するために必要となる費用■

	単位	R03	R04	R05	8期合計
①標準給付費見込額 = (②+③+④+⑤+⑥)	千円	3,043,939	3,063,920	3,066,210	9,174,069
②総給付費	千円	2,831,728	2,861,661	2,863,053	8,556,442
③特定入所者介護サービス費等給付額	千円	131,911	121,611	121,760	375,281
④高額介護サービス費等給付額	千円	68,579	68,720	69,269	206,567
⑤高額医療合算介護サービス費等給付額	千円	9,008	9,080	9,153	27,241
⑥算定対象審査支払手数料	千円	2,713	2,849	2,975	8,537
⑦地域支援事業費 =⑦a+⑦b	千円	171,449	173,867	176,556	521,871
⑦a 介護予防・日常生活支援総合事業費	千円	90,937	90,971	90,989	272,897
⑦b 包括的支援事業及び任意事業	千円	80,512	82,896	85,567	248,975
⑧標準給付費見込額+地域支援事業費=①+⑦	千円	3,215,387	3,237,787	3,242,766	9,695,940
⑨財政安定化基金拠出率	%				0.00
⑩財政安定化基金拠出額 = (①+⑦) × ⑨	千円				0
⑪第1号被保険者負担分相当額 = (①+⑦) × 23%	千円	739,539	744,691	745,836	2,230,066
⑫調整交付金相当額 = (①+⑦a) × 5% (全国平均)	千円	156,744	157,745	157,860	472,348
⑬調整交付金見込率	%	6.50	5.90	5.31	
⑭調整交付金見込額 = (①+⑦a) × ⑬	千円	203,767	186,139	167,647	557,553
⑮財政安定化基金償還金	千円				
⑯財政安定化基金取崩による交付額	千円				0
⑰保険者機能強化推進交付金等見込額	千円				33,003
⑱準備基金取崩額	千円				98,063
⑲保険料収納必要額 =⑩+⑪+⑫-⑭-⑯-⑰-⑱	千円				2,013,795
⑳予定保険料収納率	%				98.30
㉑所得段階別加入割合補正後被保険者数※ = 第1号被保険者数 × 所得段階別負担割合	人	9,930	9,990	10,029	29,949
㉒保険料基準額 =⑲÷㉑÷12	円/年				68,400
㉓保険料基準額 =㉒÷12	円/月				5,700

4 令和3年度から令和5年度までの角田市の介護保険料

介護保険料は、本人や世帯の課税状況や所得に応じて段階的に決められています。角田市では、所得段階を標準9段階に設定しています。

■所得段階別保険料■

所得段階	対象者	保険料割合	第8期保険料	
			月額	年額
第1段階	・生活保護を受けている人 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額 ^{※1} と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.50 ^{※2} (0.30)	2,850円 ^{※2} (1,710円)	34,200円 ^{※2} (20,500円)
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額 ^{※1} と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.75 ^{※2} (0.50)	4,275円 ^{※2} (2,850円)	51,300円 ^{※2} (34,200円)
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額 ^{※1} と課税年金収入額の合計が120万円超の人	基準額×0.75 ^{※2} (0.70)	4,275円 ^{※2} (3,990円)	51,300円 ^{※2} (47,800円)
第4段階	・世帯員のいずれかが市町村民税課税で、本人が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額 ^{※1} と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	5,130円	61,500円
第5段階	・世帯員のいずれかが市町村民税課税で、本人が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額 ^{※1} と課税年金収入額の合計が80万円超の人	基準額	5,700円	68,400円
第6段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額 ^{※1} が120万円未満の人	基準額×1.20	6,840円	82,000円
第7段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額 ^{※1} が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	7,410円	88,900円
第8段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額 ^{※1} が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	8,550円	102,600円
第9段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額 ^{※1} が320万円以上の人	基準額×1.70	9,690円	116,200円

※1：前年の合計所得金額から長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した金額。ただし、公的年金等に係る雑所得を控除するのは第1段階～第5段階に適用される。第1段階～第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用いる。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用いる。

※2：消費税による公費を投入した軽減措置後の保険料割合及び保険料